

地域団体商標「淡路島たまねぎ」取扱い自主ガイドライン

兵庫県玉葱協会

(目的)

第1条 淡路島ブランドを代表するたまねぎの生産基盤拡大を目的に取得した地域団体商標「淡路島たまねぎ」の取扱いについて、ブランドが消費者との信頼により成り立つことを十分認識し、その信頼を裏切らないために、商標の取扱いに際しては自主ガイドラインを策定し、生産者、生産者団体、流通業者が共にブランドの信頼性を高めながら生産から販売までを行うことを目的とする。

また、「淡路島たまねぎ」の価値を確立していく上で生産対策を講じるとともに、適切な表示、パッケージデザイン、マーケティング戦略により、淡路島という地域とたまねぎの関連性を伝えるPR活動を通じ有利販売を目指す。

(商標)

第2条 このガイドラインにいう地域団体商標とは、地域団体商標登録第5367312号「淡路島たまねぎ」(以下「商標」という。)とする。

(商標使用の範囲)

第3条 登録商標権の使用については、淡路日の出農業協同組合、あわじ島農業協同組合、淡路玉葱商業協同組合の構成員が、淡路島内で生産された、たまねぎに限り使用するものとする。

(商標使用取扱い基準)

第4条 この商標の使用については次のとおりとする。

- (1) 第3条の使用の範囲に示す構成員が淡路島内で生産したたまねぎを出荷する際に「淡路島たまねぎ」と表示し出荷したものに限り。
- (2) また、出荷団体の出荷する販売先に対しては、構成員の出荷伝票を担保とし、「淡路島たまねぎ」と表示し使用する。
- (3) 商標使用時には関係法令（JAS法、食品衛生法、農薬取締法、不当景品類及び不当表示防止法、不当競争防止法等）および県、市の関係条例を遵守する。

(商標使用の差止め)

第5条 次の事態が発生したときは、直ちに第2条の商標の使用を取り止めねばならない。

- (1) 第4条(1)～(3)に違反する行為があったとき。
- (2) 登録商標を変更しようとしたとき。

(罰則)

第6条 次の不正行為があった場合は、損害賠償をするとともに不正者の公表を

おこなう。

(1) 第4条(1)～(3)に違反する行為があったとき。

(2) 第5条の事態が発生したにもかかわらず、登録商標の使用を行ったとき。

(生産対策)

第7条 「淡路島たまねぎ」の価値の確立に向け、栽培基準の統一、栽培技術、機械化技術の共有を関係機関と実施し、生産対策を講じるとともに生産者自らの意識を高めるための普及啓発に努める。

(流通対策)

第8条 「淡路島たまねぎ」の価値や地域との関連性を伝えるPR活動として行政との連携を図るとともに、関係機関自ら消費宣伝活動を実施する。

(補則)

第9条 このガイドラインに定めるもののほか、商標管理に関して必要な事項は、別に定める。

附則

このガイドラインは平成23年4月1日から施行する。